

チェックリスト(知識編)

子育てに関する各種制度等についてどれくらいご存知ですか？

以下の問いに ×で解答してください。

	項目	質問	解答欄
1	出産休暇	母性保護のため、出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合14週間目)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内に必要な日数休暇を取得できる。	
2	育児休業	3歳に満たない子を養育する職員は、その子が3歳に達する日まで休業することができる。	
3		ただし、配偶者が育児休業をしている場合や常態として子を養育している場合は育児休業の取得を認められない。	
4	育児短時間勤務	育児短時間勤務をすることができるのは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員である。	
5		ただし、配偶者が育児休業を取得している場合や、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合は認められない。	
6	部分休業	部分休業は正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ2時間を超えない範囲内で可能である。	
7	育児休暇	生後1年6月に達しない子を養育する職員は1日2回(各60分)勤務を免除される。	
8		ただし、男性職員については、育児休暇の承認を受けようとする時間に配偶者が養育できる場合は認められない。	
9	妻の出産による特別休暇	妻の妊娠28週以降、出産の日から2週間以内において日又は時間を単位として通算3日の範囲内で休暇を取得できる。	
10	子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は子の看護のための休暇を取得できる。	
11		子の看護休暇は日又は時間を単位として5日の範囲内で取得できる。なお子を2人以上養育する職員にあっては、6日の範囲内で休暇をとることができる。	
12	育児参加休暇	育児参加休暇は男性職員のみ取得できる。	
13		出産の前日8週間目(多胎妊娠の場合14週間前)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内に日又は時間を単位として5日の範囲内で取得できる。	
14	時差出勤	育児又は介護を行う職員その他特別な事情がある職員は始業、終業時刻をそれぞれ30分繰り上げ又は繰り下げることができる。	
15		特に理由は問わず公務の運営に支障がある場合を除き、職員の勤務時間の割り振りについて1ヶ月単位で、始業及び終業時刻をそれぞれ最大90分繰上げ又は繰下げることができる。	
16	育児を行う職員の時間外勤務の免除	3歳に満たない子を養育する職員は、当該子を養育するために時間外勤務免除の請求をすることができる。	
17	育児休業等取得率	子育てを支え合う職員行動計画では、男性職員の育児休業等の取得率を9%にすることを目標にしている。	
18	休暇の取得促進	子育てを支え合う職員行動計画では、職員1人あたりの年次休暇取得日数を年間15日にすることを目標にしている。	
19	マイプラン休暇	マイプラン休暇とは自らの生活サイクルに応じた適切な時期に取得することのできる計画的な連続休暇のことである。	
20	重点的育児休業等取得時期	「重点的育児休業等取得時期」とは産後8週間を指し、この時期は母親の体調回復時期であると共に子育ての始まりという親子にとって最も大切な時期である。	

正解は、チェックリスト(行動編)の下に記載しています。

正解の詳しい内容については、子育てを支え合う職員行動計画(概要版)をご覧ください。